

健康管理に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立鶴舞看護専門学校学則第30条第3項の規定により、学生の健康管理に必要な事項を定めるものとする。

(健康管理)

第2条 校長は、校医を委嘱し、学生の健康管理を行うものとする。

2 保健委員会は、学生の健康管理に関し協議・検討をする。また、健康の維持管理を円滑に行うため、各学年に保健委員をおく。

3 学生は、常に自己の健康を維持及び増進するよう努めなければならない。

(健康診断)

第3条 健康診断は、定期及び臨時に行うものとする。

2 定期健康診断は、年1回実施し次の項目について学生全員に行わなければならない。

(1) 入学時健康診断

身長、体重、視力、血圧測定、尿検査、血液検査(血液一般、肝機能、腎機能他)、胸部X線撮影、心電図測定、その他

QFT、感染症抗体検査(麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎他)

(2) 2・3年次健康診断

身長、体重、視力、血圧測定、尿検査、血液検査(血液一般、肝機能、腎機能他)、胸部X線撮影、心電図測定、その他

3 臨時健康診断は、次の項目について行う。

(1) 保育所実習前:腸内細菌検査(0-157、サルモネラ菌、赤痢菌他)

(2) その他必要時に行う。

4 定期及び臨時健康診断において異常が発見されたときは、校医の指示を受け、適切な処置を取らなければならない。

5 疾病その他やむを得ない事由によって、当該期日に健康診断を受けることができなかった学生は、その事由の無くなった後、速やかに健康診断を受け、健康診断書を校長に提出するものとする。

(指示区分)

第4条 校医は定期及び臨時の健康診断あるいは疾病の状況に基づき、次の区分に従い指示を行うものとする。

(1) 要休学及び療休(学業を休む必要があるもの)

(2) 要制限(学業に制限を加える必要があるもの)

(3) 要注意(学業に制限はないが健康管理に特に留意するもの)

2 前項の指示を受けた学生は、校医が必要と認めるときは、診察を受けなければならない。

(健康診断票)

第5条 学生の健康診断結果を保管し、健康管理の資料とする。

2 健康診断票は5年間保存する(学校保健安全法施行規則第8条4)。

(予防接種)

第6条 感染症予防のため、必要に応じて予防接種を実施する。

2 予防接種は次の各号により行う。

(1) 定期健康診断において抗体価が基準値を満たさない場合、別に定める基準に従い、指定の期日までに予防接種を実施し、接種した証明となる書類を校長へ提出する。

(2) 季節性インフルエンザの予防接種は、必ず受けること。接種した証明となる書類を指定の期日までに校長へ提出する。

(3) その他、校長が校医と相談し、必要時予防接種を行うことがある。

(健康相談)

第7条 教職員は、随時、学生の健康相談に当たり、必要に応じて関係者と連携の上、適切な指導を行うものとする。

2 学生相談員(カウンセラー)を委嘱し、学生が相談できる体制とする。

(健康教育)

第8条 学生の健康意識及び自己管理能力を高めるため、次のことを行う。

(1) 入学時から定期的に、健康管理、健康生活に関する教育を行う。

(2) 感染症をはじめとする健康関連情報に係る最新情報を収集し、周知及び啓発活動を行う。

(3) 必要に応じて保護者等家族へ情報提供を行い協力依頼する。

(附 則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年2月12日から施行する。

この規定は、令和2年6月15日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。